

山形市立蔵王第一小学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに（いじめの定義）

いじめとは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、をいう。

※1 けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、該当するか否か判断する。

※2 好意であった行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただ、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

2 いじめ防止のための取り組み

（1）教職員による指導

- ・校内研修や職員会議での共通理解
- ・全校集会や学活などでの雰囲気醸成
- ・授業改善を図り、授業についていけない焦りや劣等感等、過度なストレスを減らす。
- ・教職員の言動に気をつける。（いじめを助長しない）

（2）児童に培う力とその取り組み

〈豊かな心を育む教育課程〉

- ①仲間と心を通わせる機会の充実
 - ・たてわり活動（なかよし班活動）
- ②子どもが主体の学校行事
- ③心を育てる活動の充実
 - ・朝読書、道徳、ボランティア、福祉・環境等
- ④子どもと語る会

〈豊かな心を育む授業づくり〉

- ①多様な考え方を認め合う授業
 - ②相手意識を持って表現し合う授業
 - ③交流する楽しさを味わう授業
 - ④子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導
- ※授業交換や教科担任制を取り入れ、複数の目で子どもを見る。

（3）いじめ防止のための組織（法22：必置）と具体的な取り組み

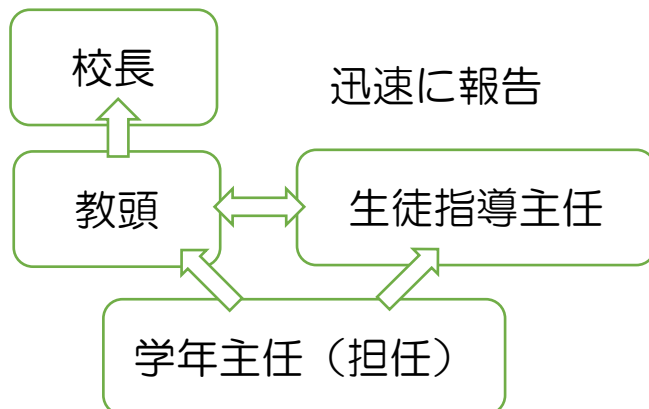
- ①いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、副教務、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭

※必要に応じて校外関係者：PTA 代表、学校医等

② 具体的活動

A：情報収集



○教育相談担当…定期調査（年2回）

○「語り合いタイム」の実施

○学年主任（担任）…日常観察

○心配な事案発生

学年主任は教頭と担当に報告

○事案がなくても月末に報告し、「なし」の情報を共有する。（月末統計へ）

B：情報共有 …

○定期の会議

職員会議や「子どもを知る会」と合わせて

臨時の会議（緊急性の高い事案）

※毎週の職員打合せで共通理解をする場合もある。

C：サポート …

○日常の相談活動と解決への指導

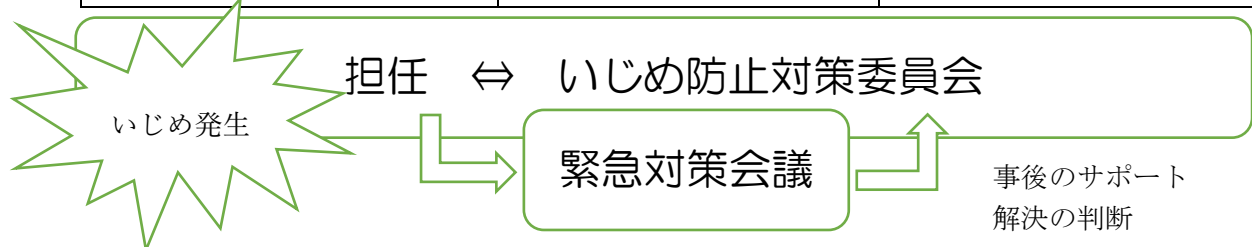
③ 「いじめ防止対策委員会」と「緊急対策会議」の関係

○構成：「緊急対策会議」のメンバーは「いじめ防止対策委員会」のメンバーの中で構成する。

（どちらも教頭の指揮のもとに置く。）

○活動のイメージ

1 学期（アンケート調査） 見守りと相談活動の充実	2 学期（アンケート調査） 見守りと相談活動の充実	3 学期（経過観察） 見守りと相談活動の充実
------------------------------	------------------------------	---------------------------



（4）児童の主体的な取り組み

児童会活動を通して「いじめ撲滅」を呼びかける

実践例：『笑顔と勇気で友来たる』プロジェクト

「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」

「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考えは誤りであることややさしい嫌がらせや意地悪であつてもしつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることはいじめであることを学ぶ。（教師主導になりすぎないこと）

（5）集団へのはたらきかけ

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりに努める。

日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一障がいや、性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒 等

(6) 家庭との連携

- ①学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学年）だより等を通じて「蔵王一小いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ②学校・保護者・地域がネットいじめを含めたいじめ問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①日頃から教師（担任）と児童の信頼関係づくりに努める。（弱音を吐ける関係）
- ②子どものサイン（小さな変化）を見逃さない。

- 集団から離れて一人である時→声かけ
- 上履き、学用品、掲示物等にいたずら→すぐに原因追及
- 特定な児童への乱暴な言葉、不自然な反応や行為（笑い、机を離す等）→毅然とした態度
- 子どもの変化（キズやあざ、服装の乱れ、休みがち、体調不良、保健室へ来室、忘れ物、成績低下等）→話を聞く

- ・日記、個人面談や家庭訪問等からの情報

- ③教員相互の情報交換・共有を積極的に進める。
- ④年2回（6月、11月、）のアンケート調査、年2度の「子どもを知る会」を実施する。

(2) 相談窓口などの組織体制

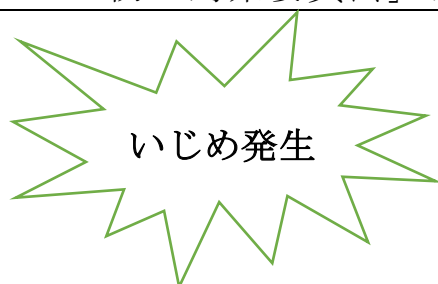
- ①年度末に相談体制の見直しを行う。
- ②保護者・児童に相談担当の周知を図る
- ③個人情報の取り扱いに気をつける。
- ④相談に来た児童に対してイライラした態度を見せない。
- ⑤相談内容について軽重をつけず、児童の立場になり真摯に対応する。

(3) 地域や家庭との連携

- ①保護者や地域との信頼関係づくりに努め、連携・協働する体制を構築する。
- ②PTA 諸会議、学校保健委員会、学校評価（保護者調査）等での情報収集

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

「いじめ防止対策委員会」による、定期的・日常的な活動



〈発見の状況〉

- ①教師の観察
- ②子どもの訴え
- ③保護者からの訴え
- ④アンケート結果から

※被害児童を守るという立場を第一にして動く（安全・安心の確保）

教頭へ報告

校長へ報告

※全職員に対し、随時経過報告を行っていく。

緊急対策会議①

教頭

校長

教頭の指揮の下
基本として
①教務主任
②担任
③養護教諭
④教育相談
⑤生徒指導主任

〈外部との連携〉

- ①市教委
- ②警察（生活安全課）
- ③児童相談所
- ④市こども家庭支援課

□資料項目 ①日時 ②被害児童 ③加害児童 ④内容・状況等

○必ず複数で話を聞く

○確認事項

- ・状況（日時、場所、集団の構造）
- ・動機や背景
- ・保護者の状況 等

〈会議で決定すること〉

- ①被害児童の安全確保
- ②事実確認のための計画
役割分担と期限

- ◇被害児童へ
- ◇加害児童へ
- ◇周りの児童へ

- ③保護者への連絡
◇被害児童保護者へ
- ◇加害児童保護者へ

- 必要に応じ教員が付き添う
- 他の場所で学習させることもある。

○矛盾点はないか、多面的多角的に聞く。

〈被害児童保護者〉

○電話で一報

○家庭訪問：教頭（学年主任）担任

- ・安心、安全の約束
- ・今後の計画（いつまで調査・報告）

※相手都合を優先し土日でも対応する。

〈加害児童保護者〉

○事実が明確（児童本人も認めている）
すぐ電話→来校要請

- 事実がはっきりしない
ある程度分かったら 電話→来校要請
- ・現時点で分かっていることの説明
- ・調査を継続し、再度説明

※聞き取りは威圧的にならず丁寧にやる。

※いじめには、喧嘩両成敗的な指導はしない。

緊急対策会議②

〈聞き取りの状況の確認と今後の進め方、指導方針（資料準備）〉

- ①矛盾はないか □あり→（誰が、誰に、何を、いつまで）
- ②事実のすりあわせ会の計画（事実の整合性）
□いつ、誰が、誰に、どんな形で
- ③指導方針の検討と決定
 - 短期の指導内容と役割（誰が、誰に）
 - 長期の指導内容と見守り（全職員の周知・見守り依頼）
日記指導、定期的な面談。定期的なアンケート調査等

被害児童、加害児童への事実確認

※必要に応じて再調査

※事実確認ができれば次の段階に進む。

保護者への説明

- ①被害児童保護者（家庭訪問）
校長、担任、（学年主任）
○謝罪と事実説明
○安全・安心確保の約束
○加害児童との保護者会について等

- ②加害児童保護者（学校で保護者会）
校長、教頭、学年主任、担任
※複数で説明する
○事実説明
○指導方針
○謝罪について

謝罪会の実施（基本は親子同席）…関係児童全員を育てる

「いじめ防止対策委員会」による経過観察会議（資料準備）

- ①児童の様子
☐ いじめのサインはないか
☐ 交友関係はないか
☐ 意欲的な学校生活を送っているか
②保護者の様子
家庭との定期的な連絡から
☐ 家庭での子どもの様子
☐ 保護者の意識 等

「いじめ防止対策委員会」によるいじめ解決の判断

＜ネットいじめ対応＞※スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

【実態を知る】

- インターネットいじめの類型
- ・掲示板、メール、SNS 等

【いじめの予防策を講じる】

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTA との連携
- ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

【早期発見・早期対応】

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取り組み

＜いじめ解消のめやす＞

- ①いじめの行為が止んでいること。

被害者に対する心理的行為、または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

- ②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28①：必置）と調査の実態

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処や発生を防止するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

〈重大事態とされるケース〉

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- いじめによる長期欠席
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

〈組織の構成〉

- 「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援、協力を得る。
- ※具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ。
- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、「4 いじめに対する措置」参照

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。

(4) 外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ①アンケートを実施。それを受けた「子どもとを知る会」を通し、児童の心の声を拾い上げ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③具体的な計画は、学校運営計画による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ①児童にとって実感のともなう活動ができるようどの活動においても価値付けを行い指導する。
- ②指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ③具体的な計画は学校運営計画による。

7 校内研修

- (1) いじめ理解、組織的な対応、指導記録の生かし方などに関する研修計画
 - ①いじめを始めとする生徒指導上の諸問題について研修し、共通認識を図る。
 - ②道徳の授業の充実、生徒指導の機能を生かした授業づくりについて研修を深める。

8 学校評価

- (1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方
 - 学校評価において、その目的をふまえて、いじめの問題を取り扱う。評価の結果をふまえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 地域や家庭との連携
 - 学年・学級懇談会や学校便り等において、いじめに係る学校の基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 学校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル
 - いじめ防止に対する取り組みを、児童の視点で客観的に振り返り、改善を図る。

9 その他

- (1) 校務の効率化
 - 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。

平成30年3月9日改訂